

目次

I. 総則	
1. 適用	28. 供給停止の解除
2. 当社の連絡先情報	29. 供給停止期間中の料金
3. 定義	30. 計量器の改変に係る違約金
4. 本約款の変更	31. 供給の中止または使用の制限もしくは中止
5. 単位および端数処理	32. 責任の制限
6. その他特別な事項	33. 設備の賠償
II. 契約	VI. 契約の変更および終了
7. 電力小売供給契約の申込み	34. 電力小売供給契約の変更
8. 電力小売供給契約の成立日	35. 名義の変更
9. 取消可能期間	36. 電力小売供給契約の終了
10. 契約期間および契約の更新	37. 電力小売供給契約の終了による違約金
11. 電力小売供給契約の単位	38. 供給開始後の電力小売供給契約の終了または変更に伴う料金および工事費の精算
12. 供給開始日	39. 当社による解約
13. 承諾の限界	40. 電力小売供給契約終了後の債権債務関係
III. 契約種別および料金	VII. 工事および工事費の負担金
14. 契約種別	41. 供給地点および施設
15. 料金	42. 計量器の取付け
IV. 料金の算定および支払	43. 電流制限器の取付け
16. 料金の適用開始の時期	44. 供給設備の工事費負担金
17. 検針日	45. 供給開始に至らないで電力小売供給契約を終了または変更される場合の費用
18. 料金の算定期間	VIII. 保安
19. 使用電力量の計量	46. 終了に対するお客さまの協力
20. 料金の算定	47. 保安に対するお客さまの協力
21. 料金の支払義務および支払期日	IX. その他
22. 料金の支払方法およびペーパーレス請求	48. 消費税法改正の場合の取扱い
23. 延滞利息	49. データ保護
24. 保証金	50. 反社会的勢力の排除
V. 使用および供給	51. 裁判管轄
25. 需要場所への立入りによる業務の実施	52. 本約款の実施期日
26. 電気の使用に伴うお客さまの協力	
27. 供給の停止	

I 総則

1. 適用

本約款をよくお読みください。

本契約は、アンビット・エナジー・ジャパン合同会社（以下「アンビット・エナジー・ジャパン」または「当社」といいます。）とお客さまとの間で締結されたものです。「当社」という用語はアンビット・エナジー・ジャパンをいい、「お客さま」という用語は各お客さまをいいます。本電力小売供給約款（以下「本約款」といいます。）は、当社がお客さまに低圧で電力を供給するときの電気料金その他の条件に適用されます。

アンビット・エナジー・ジャパンは、小売電気事業者として経済産業省（METI）に登録しています（電力小売業登録番号：A0401）。

2. 当社の連絡先情報

料金、サービスの開始または解約に関する問い合わせや苦情は、当社の下記担当部署までご連絡ください。

アンビット・エナジー・ジャパン合同会社
〒530-0017
大阪府大阪市北区角田町8番47号
阪急グランドビル20階

カスタマーケアセンター

電話番号：0120-907-830
受付時間：9:00～18:00（日・祝日・12/29～1/3
除く）

停電については、お客さまの地域を管轄する一般送配電事業者までご連絡ください。一般送配電事業者の電話番号については

http://www.kyuden.co.jp/functions_inquire_powerline_power-failure.html を参照いただくか、カスタマーケアセンターまでご連絡ください。

3. 定義

次の言葉は、本約款において次の意味を有します。

- (1) 「低圧」とは、標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。
- (2) 「電灯」とは、LED電球、白熱電球、蛍光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (3) 「小型機器」とは、主として住宅、店舗、事務所等

において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

- (4) 「動力」とは、電球および小型機器以外の電気機器をいいます。
- (5) 「負荷設備」とは、本契約に基づきお客さまが使用することのできる負荷設備をいいます。
- (6) 「契約電流」とは、契約上お客さまが使用することのできる最大電流（キロボルトアンペア）をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値とします。
- (7) 「契約容量」とは、契約上使用することのできる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。
- (8) 「契約電力」とは、契約上使用することのできる最大電力（キロワット）をいいます。
- (9) 「使用電力量」とは、お客さまが使用した電力量であって、一般送配電事業者（以下「一般送配電事業者」といいます。）が取り付け計量器により供給電圧と同位の電圧を用いて計量された30分毎の値をいいます。ただし、やむをえない理由によりその計量方法を利用できない場合には、供給電圧と異なる電圧により計量することができ、そのように計量した使用電力量は3パーセントの損失率によって調整します。
- (10) 「消費税額」とは、消費税法により課される消費税および地方税法により課される地方消費税に相当する金額をいいます。
- (11) 「再生可能エネルギー発電促進賦課金」とは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 16 条第 1 項に定める賦課金をいいます。
- (12) 「夏季」とは、各年の7月1日から9月30日までの期間をいいます。
- (13) 「その他季」とは、各年の10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。
- (14) 「一般送配電事業者」とは、電気事業法第2条第1項第9号に定義された一般送配電事業者であって、お客さまの消費場所まで送電するものをいいます。
- (15) 「託送契約約款」とは、一般送配電事業者の託送契約の約款をいいます。
- (16) 「供給開始日」とは、電力供給サービスが開始される日で、かつ、本契約の成立日とします。

4. 本約款の変更

- (1) 当社は、その単独の裁量により一方的に本約款を変更することがあります。その場合、諸条件および電気料金等は、変更後の本約款によるものとします。なお、当社は、本約款を変更する場合には、あらかじめ変更後の本約款について通知を行い、変更後の本約款の効力発生日を一定期間当社のホームページに掲載します。
 - (2) 本約款が変更される場合、(3)に定める場合を除き、変更の際の供給条件の説明ならびに契約締結前および契約締結後の書面交付を次の方法により行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
 - (i) 契約締結前の書面を用いてお客さまに供給条件の説明を行う場合、当社は、書面の交付、インターネット上での掲載、電子メールその他当社が法令等に従い適当と判断した方法（以下「適切な方法」といいます。）により行ないます。

当社は、本約款のうち変更の対象となる事項のみを説明し、記載します。契約締結後の書面交付を行う場合、当社は、適切な方法によりこれを行い、当社の名称および住所、契約日、変更の対象となる事項ならびに供給地点特定番号のみを当社が適当と判断した方法により列挙します。
 - (ii) 法令等の制定または改正により本約款を変更しなければならない場合であっても、その変更が実質的な内容を伴わないものである場合には、必要とされる供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約締結後の書面交付を要しないことについて、あらかじめ承諾していただきます。
 - (3) 料金その他契約条件の変更を伴わず、契約期間のみを延長する場合の本約款の更新においては、更新後の契約期間のみを説明することおよび契約締結後の書面交付を要しないことについて、あらかじめ承諾していただきます。
- #### 5. 単位および端数処理
- 本約款において、料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。
- (1) 契約容量の単位は1キロボルトアンペア（kVA）とし、その端数は四捨五入いたします。

- (2) 契約電力の単位は1キロワット（kW）とし、その端数は四捨五入いたします。
- (3) 使用電力量の単位は1キロワット時（kWh）とし、その端数は四捨五入いたします。
- (4) 料金その他の費用の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下第3位で四捨五入いたします。ただし、消費税額が加算される場合には、消費税額の単位は1円とし、その端数は小数点第3位で四捨五入いたします。

6. その他特別な事項

本約款に定めのない特別な事項については、当社とお客さまとの協議によって解決します。

II 契約

7. 電力小売供給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電力小売供給契約の締結を希望される場合、あらかじめ本約款を承認の上、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。
- (2) 申込みにあたり、お客さまは、本約款第26条（電気の使用に伴うお客さまの協力）に定める事項および一般送配電事業者との電力託送供給約款に定める需要者または使用者に関する事項について遵守していただきます。
- (3) 別の小売電気事業者と締結した現在の契約からの切り替えの場合、お客さまは、違約金の支払その他の不利益を被る場合があり、当社との新たな電力小売供給契約の締結に先立ち、現在の小売電気事業者との間の現在の契約の詳細について確認をする必要があります。当社は、現在の電力小売供給契約からの乗り換えによりお客さまが被るこれらの違約金の支払その他の不利益については責任を負いません。

8. 電力小売供給契約の成立日

- (1) 電力小売供給契約は、第12条に従い供給開始日に効力を生じます。ただし、お客さまへの電気の供給を行うために必要な接続供給契約の締結について、一般送配電事業者からの承諾が得られないことを解除条件として、電力小売供給契約の効力発生日に遡って、当社とお客さまとの間の電力小売供給契約が無効となります。
- (2) 当社は、法令等、電気の需給状況、供給設備の状況、当社の設定する与信基準等の理由により、その単

独の裁量で、お客さまからの電力小売供給契約の申込みをお断りすることがあります。

- (3) 当社とお客さまとの間で電力小売供給契約が成立した場合、電気の供給に関する条件を記載した書面については、遅滞なく、適切な方法によりお客さまに交付するものとし、お客さまは、この点について、あらかじめ承諾していただきます。

9. 取消可能期間

上記第8条の規定にかかわらず、お客さまは、供給開始日の7暦日前までであれば、当社との電力小売供給契約の申込みを違約金なしに解約することができます。

10. 契約期間および契約の更新

本契約は、低価格保証条件が付された月毎に変動する価格変動契約で、その期間は供給開始日を始期とする連続する12請求期間といたします。ただし、連続する12請求期間の満了に先立って、当社またはお客さまが電力小売供給契約を終了または変更した場合はこの限りではありません。

本約款の更新

- (1) 契約満了日の少なくとも45日前までに、当社は、期間満了の通知（以下「期間満了通知」といいます。）をお客さまに送付いたします。
期間満了通知では、同一条件により契約を更新する方法についての説明を記載いたします。お客さまが電力小売供給契約を更新する場合、お客さまの契約は、上記第4条(3)に従って更新されます。
- (2) ただし、お客さまが期間満了通知に定める更新日までに更新されない場合、電力小売供給契約は、変更後の約款による標準価格変動プランに自動的に月極め更新されます。その場合、上記第4条に定める適切な方法を用いて、契約書類等を提供いたします。
- (3) お客さまが期間満了日後15日以内に電力小売供給契約を更新する場合、当社は、お客さまの標準価格変動プランを解約し、更新後の電力小売供給契約をお客さまに適用いたします。当社は、更新後の契約を期間満了日に遡って発効させるとともに、新たな契約期間を記載した、契約の更新を確認する書面をお客さまに送付いたします。

11. 電力小売供給契約の単位

当社は、お客さまの希望に応じて、1需要場所について、1電力小売供給契約を結びます。ただし、電灯または小型機器と動力とを合わせて使用する需要の場合、当社は従量電灯のうちの1契約種別と低圧電力とを併せて契約することもできます。

12. 供給開始日

- (1) 一般送配電事業者所定の手続きが完了するまで、電気の供給は開始されません。
- (2) 当社は、お客さまの電力小売供給契約の申込みを承諾したときに、お客さまに供給開始日を通知し、要求される手続きの必要な準備を完了した後、速やかに電気の供給を開始いたします。なお、お客さまが申込時に電気の供給開始日を指定された場合には、原則として、当該指定日に一番近い検針日に電気の供給を開始いたします。
- (3) 天候、用地事情等やむを得ない理由によって、お客さまがあらかじめ指定した開始日に電気の供給を開始できない場合、当社は、お客さまに対し、その理由を速やかにお知らせし、お客さまの同意を得た上で、新たに開始日を定めて電気供給いたします。

13. 承諾の限界

当社は、法令、電気の供給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（以前の支払履歴、および電力小売供給契約に基づく料金の未払いを含みます。）その他やむを得ない理由がある場合には、電力小売供給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお客さまにお知らせいたしません。

III 契約種別および料金

14. 契約種別

従量電灯および低圧電力低価格保証プラン（以下「GSP」といいます。）：アンビット・エナジー・ジャパンが提供する低価格保証プランは、当社独自のレート変動型プランです。アンビット・エナジー・ジャパンのお客さまへの供給開始日以降連続した12請求期間分の電力量料金を元に計算した結果と、お客さまがお住まいの地域の旧一般電気事業者の電力小売供給約款（III-16および19）に掲載された従量電灯または低圧電力の電力量料金を比較して少なくとも1%の節減を保証するものです。切替時のお客さまの契約は、従量電灯A、従量電灯B、従量電灯C、または低圧電力である必要があります。また有効かつ正確な節減を受けるためには、現在の契約を反映する当社のGSPプランを契約しなければなりません。

標準時間帯別低価格保証プラン（GSP）：アンビット・エナジー・ジャパンが提供する時間帯別低価格保

証プランは、当社独自のレート変動型プランです。アンビット・エナジー・ジャパンのお客さまへの供給開始日以降連続した12請求期間分の電力量料金を元に計算した結果と、お客さまがお住まいの地域の旧一般電気事業者の時間帯別プランで規定されている現行の電力量料金を比較して少なくとも1%の節減を保証するものです。ただし、特定の設備または機器に基づく特別割引は除きます。

(1) 比較の対象となるプランは以下のとおりです

- 北海道電力：3時間帯別電灯（eタイム3）
 - <http://www.hepco.co.jp/home/price/ratenu/etime3.html>
- 東北電力：時間帯別電灯A（やりくりナイト8）
 - http://www.tohoku-epco.co.jp/dprivate/menu/menu_toua.html
- 北陸電力：季節別時間帯別電灯I（エルフナイト10）
 - <http://www.rikuden.co.jp/ryokin/minsei.html#33>
- 四国電力：時間帯別電灯（得トクナイト）
 - http://www.yonden.co.jp/kouri/menu/kojin/code_03.html
- 中国電力：ファミリータイム（プランI）
 - <http://www.energia-support.com/pricemenu/kizon.html#kizon03>
- 東京電力：電化上手
 - <http://www.tepco.co.jp/ep/private/plan2/old03.html>
- 中部電力：【電灯契約】Eライフプラン（3時間帯別電灯）
 - http://www.chuden.co.jp/home/home_menu/home_futai/hba_elife/index.html?cid=elife_me
- 九州電力：季時別電灯
 - http://www.kyuden.co.jp/user_menu_plan_kisetubetu.html
- 関西電力：はびeタイム
 - <http://kepc.co.jp/ryokin/menu/hapie>

標準価格変動プラン：当社の標準価格変動プラン

は、お客さまの電気料金が低価格保証なしで毎月に変動しうる価格変動契約です。

15. 料金

(1) 料金の詳細は、本約款に参照として組み込まれる電

カプラン説明書に記載のとおりです。

(2) 電気供給計算式、供給電圧・周波数その他供給に関する詳細は、電力プラン説明書に記載のとおりです。

一般送配電事業者による料金については、

http://www.kyuden.co.jp/user_menu_plan_juryou-a.html

http://www.kyuden.co.jp/user_menu_plan_juryou-b.html

http://www.kyuden.co.jp/user_menu_plan_juryou-c.html

http://www.kyuden.co.jp/wheeling_isolatedarea_menu_teiatu.html

にてご確認ください。

(3) 正確な料金比較における明確な適用除外

- 電力自由化後のエネルギー小売事業者が契約容量を確定する際は、切替前の契約決定方法によって決定します。
- 切替前の決定方法が主開閉器の場合、お客さまは旧一般電気事業者から通知された初月分の容量と同量の料金を請求されます。この容量を変更したい場合は、お客さまは当社にその旨を伝えなければなりません。また新しい容量が実際の最大需要電力と同等またはこれより高い場合のみ変更することができます。新しい容量が現行の容量より高い場合、必要に応じてお客さまは工事を行い、新しい開閉器を購入しなければなりません。この場合、お客さまは主開閉器の交換にかかる全費用を負担します。使用量データの13か月目に、お客さまの契約容量は過去12か月の実際の最大需要電力に設定されます。
- 切替前の決定方法が負荷設備または実際の使用量の場合、その後12か月の最大需要電力が適用されます。

- 最初の請求期間中に当社がEPCOから実際の最大需要電力を通知された場合は、当該電力より高い値がEPCOから通知されるまで、当該電力が最大需要電力として使用されます。その後11か月間最大需要電力が更新されない場合は、料金は変更されません。使用から13か月目に、過去12か月分の電力量のうち最大需要電力に基づいて新しい契約容量が設定されます。
- 当社が最初の請求期間時に実際の最大需要電力についての情報を持っていない場合、1キロワットの推定容量で請求を行います。その後の請求書では、基本料金を調整して推定請求金額と実際の請求金額を補正します。
- 当社は低圧電力プランのお客さまの力率を算出または決定することはできません。力率は供給ではなく設備に基づいて決定されるものであり、当社などの小売電気事業者が正確に決定できるものではないため、該当するお客さまはGSPによる節減の対象外となります。

(4) 事務経費

- (i) お客さまから提出された契約申込み、切替手続き状況、切替予定日等に関する連絡は、通常、電子メールでご連絡いたします（無料）。ただし、電子メールをご利用できないお客さまについては、郵送でご連絡いたします。この場合、事務手数料として、108円（消費税込）を初回の電気料金のお支払時に合わせてお支払いいただきます。
- (ii) 毎月の電気使用量および請求金額については、原則として、当社ウェブサイト上お客さま専用ページであるマイ・アンビット・ページ（以下「マイ・アンビット・ページ」といいます。）においてご確認ください。ただし、インターネットをご利用できない、または請求書の郵送をご希望のお客さまについては、検針票および請求書を発行、送付いたします。

この場合、事務手数料として、108 円/月（消費税込）を、毎月の電気料金のお支払時に合せてお支払いいただきます。

IV 料金の算定および支払

16. 料金の適用開始の時期

料金は、電力小売供給契約の成立後に延期の申入れがあった場合、または、お客さまの責任とならない事由によって電気の供給を開始できない場合を除き、供給開始日から適用いたします。

17. 検針日

検針日は、一般送配電事業者が検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

18. 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、期間中に電気の供給を開始しまたは電力小売供給契約が終了した場合の算定期間は、その開始日からその後の検針日の前日までの期間、または直前の検針日から終了日の前日までの期間といたします。
- (2) (1)にかかわらず、一般送配電事業者が記録型計量器により計量する場合であって、あらかじめお客さまに電力量計の値が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせしたときは、算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。ただし、当社が電気の供給を開始し、または電力小売供給契約が終了した場合の算定期間は、当該開始日から翌計量日の前日までの期間または直前の計量日から終了日の前日までの期間といたします。
- (3) 料金は、お客さまの当社との電力小売供給契約毎に当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

19. 使用電力量の計量

使用電力量の結果については、毎月一般送配電事業者から当社に通知（電力小売供給契約が終了した場合は、終了日における当該結果の当社への通知）があった後、検針日の属する月の翌月に当社からお客さまにお知らせいたします。

- (1) 使用電力量の計量は一般送配電事業者の設置する計量器によるものといたします。
- (2) 計量器の故障等によって使用電力量を正確に計量できない場合、料金算定期間の使用電力量は、託送契約約款に定める協議基準に基づき、お客さまと当社との協議によって定めます。

20. 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、算定期間を1か月として算定いたします。
 - (i) 電気の供給を開始または終了した場合
 - (ii) 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変

更したことにより、料金に変更があった場合

(2) 上記(1)(i)または(1)(ii)の場合は、料金は次のとおり算定いたします。

(i) 基本料金は、次のとおり料金期間毎の日数に応じて日割計算をいたします。

基本料金 × 計算対象日数 ÷ 30日

(ii) 電力量料金は、日割計算の対象となる料金期間毎の使用電力量に応じて段階的に算定いたします。

(iii) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる料金期間毎の使用電力量に応じて段階的に算定いたします。

(3) 上記(1)(i)の場合により日割計算を行うときは、日割計算対象日数には開始日およびサービスの再開日を含み、サービスの停止日および終了日を除きます。上記(1)(ii)の場合により日割計算を行うときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

21. 料金の支払義務および支払期日

(1) お客さまの料金の支払義務が発生する日は、検針日といたします。ただし、本約款第19条（使用電力量の計量）(2)の場合は、当該支払期日は、料金の算定期間の使用電力量が両当事者間の協議によって定められた日といたします。

また、電力小売供給契約が終了した場合は、終了日といたします。

(2) 当社は、当社が設置したウェブサイト上で、料金その他の請求額をお客さまの閲覧に供します。

(3) お客さまには、以下の支払期日により料金を支払っていただきます。ただし、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」と総称します。）に該当する場合には、翌営業日に料金を支払っていただきます。

一般送配電事業者が北海道電力株式会社、関西電力株式会社、中部電力株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社および北陸電力株式会社の場合

日程、地区番号または検針基準日	請求書の支払期限
1 - 6	翌月6日
7 - 14	翌月12日
15 - 20	翌月20日
21 - 30	翌月26日

一般配電事業者が東北電力株式会社のお客さまの場合

検針番号	請求書の支払期限
1 - 4	翌月6日
5 - 9	翌月12日
10 - 13	翌月20日
14 - 17	翌月26日

一般配電事業者が九州電力株式会社のお客さまの場合

計算区	請求書の支払期限
1 - 6	翌月6日
7 - 11	翌月12日
12 - 17	翌月20日
18 - 21	翌月26日

22. 料金の支払方法およびペーパーレス請求

- (1) お客様の電気料金については毎月、工事費負担金についてはその都度、当社の指定する金融機関または決済処理業者を通じて支払っていただきます。第三者に支払う費用はお客様の負担といたします。
- (2) 当社の指定する金融機関または決済処理業者に払い込まれるか、お客様が指定する銀行口座から引き落とされ、これを当社が確認したときに、支払が「なされた」ものいたします。
料金の支払は、次のいずれかの方法によるものいたします。
 - (i) お客様が当社の指定するクレジット会社との契約に基づき、そのクレジット会社に毎月料金を立替えさせる方法により、当社の指定した金融機関を通じて払い込みを行います。なお、この方法により支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。お客様は、当社の自動支払プログラムにお申し込みいただく場合、お客様の直近の請求書の支払期日の最大3営業日前までに取引が執行となることに同意します。その他の詳細は、「お客様支払規約」の「自動支払規約」の項目にてご確認ください。
 - (ii) お客様が指定する銀行口座から当社の指定する銀行口座へ毎月料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。お客様は、当社の自動支払プログラムにお申し込みいただく場合、お客様の直近の請求書の支払期日の6営業日前までに取引が執行となることに同意します。その他の詳細は、「お客様支払規約」の「自動支払規約」の項目にてご確認ください。
 - (iii) お客様が当社の提供する別の支払方法を利用した料金の支払を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出て、当社の承認を得ていただきます。
 - (iv) 「お客様支払規約」は次のリンクからご確認ください。
<https://www.ambitenergy.co.jp/epco/kyuden/paymenttos/ja>
- (3) 上記(2)(i)、(ii)または(iii)によるお客様の支払については、次のときに支払が「なされた」ものいたします

す。

- (i) (2)により支払われる場合は、料金が当社の指定した金融機関その他の決済処理業者に払い込まれたとき
- (4) オンライン請求
 - (i) 当社の電子オンライン請求プログラムへのお申し込みには、当社が重要な情報を電子的に送信することについて同意していただく必要があります。お申し込みいただいた場合でも、請求の締め日の関係で、連絡先住所に再度明細書が郵送される場合があります。その後お客様は顧客専用オンライン アカウントであるマイ アンビット アカウント (<https://my.ambitenergy.jp/>) から請求書にアクセスする必要があります。お客様はお申し込みの際に登録されたEメールアドレスに月額料金の通知を受領します。お客様は最新の電子メールアドレスを当社にご提供いただき、その情報を最新のものとしていただきます。オンライン請求明細を含む電子的通信（以下「電子的通信」と総称します。）が配信不能として当社に戻ってきた場合でも、お客様は引き続き期日どりの支払に責任を負います。オンライン請求その他すべての通信は、<https://my.ambitenergy.jp/>においてお客様専用ページからいつでもご確認ください。お客様の電子メールが配信不能と思われる場合、当社は、電話または当社が判断する他の方法によりお客様にご連絡するよういたします。本約款により、お客様は、当社がお客様の契約に関するすべての開示、通知その他の通信（以下「通信」と総称します。）を電子的様式により提供することができることを確認し、同意します。この通信には、月次請求明細、接続切断通知、支払督促状および約款変更通知を含みますが、これらに限定されません。
 - (ii) 本約款により、お客様は、当社がお客様の契約に関するすべての開示、通知その他の通信（以下「通信」と総称します。）を電子的様式により提供することができることを確認し、同意します。この通信には、月次請求明細、接続切断通知、支払督促状および約款変更通知を含みますが、これらに限定されません。
 - (iii) お客様は、次のいずれかの方法により、電子的通知の受信に関する同意を撤回し、または電子メールアドレスを更新していただけます。マイ・アンビッ

ト・ページを利用する場合：
<https://my.ambitenergy.jp/>からログインし、「請求と支払い」から「オンライン請求書への切替」に進んでください。紙の請求書郵送に設定を戻す場合には、「申込済」を「解除」に変更してください。電子メールアドレスを編集するには「お客さまの情報」に進んでください。お電話の場合、当社(0120-907-830)にお電話いただくことで、オンライン請求および電子的通信に関する同意を撤回していただけます。当社からの月次請求明細その他の電子的通信が、お客さまの電子メールアドレス・プロバイダーによって迷惑メールとして扱われることのないよう、電子メールアドレス帳に次のアドレスを追加するようにしてください。

donotreply@ambitenergy.co.jp

23. 延滞利息

- (1) 支払期日までに料金のお支払いがない場合
 - (i) 当社が指定する金融機関に払い込んでいただきます。また、第三者に支払う払込手数料はお客さまにご負担いただきます。
 - (ii) 当社は、支払期日の翌日から支払の日までの日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、支払期日の翌日から10日以内に支払われた場合は、延滞利息を請求いたしません。
- (2) 延滞利息は、支払期限を超過した料金の合計額から消費税額を差し引いたものを基準といたします。消費税額の単位は1円とし、1円未満の端数は切り捨てます。
- (3) 延滞利息は、請求書の金額に、支払の遅延した日数と日0.03パーセント（約年10パーセント）の割合を乗じて算定いたします。
- (4) 延滞利息は、原則として、お客さまが支払期限を超過した料金を支払われた翌月に、月額料金とあわせて支払っていただきます。
- (5) 当社に支払っていただいた料金および延滞利息は、支払義務の発生した順序で充当いたします。

24. 保証金

- (1) 当社は、お客さまが支払期日までに料金を支払われなかった場合、電気供給を継続する条件として、お客さまから、予想月額供給料金の3か月分に相当する金額を超えない範囲で保証金を差し入れていただくことがあります。また、お客さまの支払履歴または財務状況に変化が認められた場合には、追加で保証金を差し入れていただくことがあります。

- (2) 当社による保証金の預かり期間は、契約期間といたします。
- (3) 当社は、お客さまが期日を経過してもなおお料金を支払われなかった場合または電力小売供給契約が終了した場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。
- (4) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても電力小売供給契約が終了した場合には、お客さまに保証金をお返しいたします。ただし、上記(3)により保証金を支払額に充当した場合は、その残額のみをお返しいたします。

V 使用および供給

25. 需要場所への立ち入りによる業務の実施

当社および一般送配電事業者は、業務上の理由により、お客さまの承諾を得た上でお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、お客さまの土地または建物に立ち入ることおよび当該業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

26. 電気の使用に伴うお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは電気事業者の電気工作物に支障を及ぼす場合には、お客さまの費用負担で、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより適切に電気を使用していただきます。
 - (i) 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - (ii) 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - (iii) 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - (iv) 著しい高周波または高調波を発生する場合
 - (v) その他(i)、(ii)、(iii)または(iv)に準ずる場合
- (2) お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、上記(1)に準ずるものいたします。

- (3) 当社または一般送配電事業者が所有する設備については、その建設および保守管理に必要な土地を確保していただきます。

27. 供給の停止

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまに対する電気の供給の停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。
- (i) お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - (ii) お客さまの需要場所内の計量器もしくは電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社または一般送配電事業者の設備に重大な損害を与えた場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても是正されない場合には、当社は、そのお客さまに対する電気の供給の停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。
- (i) お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - (ii) 電気工作物の改変によって不正に電気を使用した場合
 - (iii) 低圧電力の契約で、電灯または小型機器を使用されたとき

28. 供給停止の解除

第27条（供給の停止）によって電気の供給が停止された場合で、お客さまが当社に電気の供給を停止させた事実を解消したときは、当社は、速やかに電気の供給の再開を一般送配電事業者に依頼いたします。

29. 供給停止期間中の料金

本約款第27条（供給の停止）によって電気の供給が停止された場合には、その停止期間中については、当社は、基本料金の半額相当額を第20条（料金の算定）により停止期間中の日数につき日割計算をして、料金を算定いたします。

30. 計量器の改変に係る違約金

- (1) お客さまが第27条(2)(ii)または(iii)のいずれかに該当し、そのために料金の全部または一部の支払を免れた場合には、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として支払っていただきます。
- (2) (1)の「免れた金額」とは、本約款に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6か月以内で当社が合理的に決定した期間といたします。

31. 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当社は、次の場合には、一定の時間、電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
- (i) 電気の供給上やむを得ない場合
 - (ii) 一般送配電事業者が維持または運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - (iii) 一般送配電事業者が維持または運用する供給設備の点検、保守、変更その他の工事上やむをえない場合
 - (iv) 非常変災の場合
 - (v) その他保安上必要がある場合
- (2) 上記(1)の場合には、当社は、あらかじめその旨を広告その他の方法によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむを得ない場合は、当該事前通知は不要とします。
- (3) 上記(1)の場合には、当社は、料金の減額は行いません。

32. 責任の制限

- (1) 当社があらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できない場合でも、当社は、お客さまの受けた損害について賠償責任を負いません。
- (2) 第31条（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償責任を負いません。
- (3) 第27条（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合、または第39条（当社による解約）によって電力小売供給契約を解約した場合もしくは電力小売供給契約が終了した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償責任を負いません。
- (4) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償責任を負いません。
- (5) 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等不可抗力によって当社もしくはお客さまが損害を受けた場合、当社もしくはお客さまはそれぞれ、その損害について賠償責任を負いません。

- (6) 当社は、一般送配電事業者の責めに帰すべき理由によりお客さまが被った損害について責任を負いません。

33. 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社または一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合、その設備について次のいずれかの金額を賠償していただきます。

- (1) 修理可能な場合には修理費
- (2) 取替費用

VI 契約の変更および終了

34. 電力小売供給契約の変更

- (1) お客さまが電力小売供給契約の変更を希望される場合は、当社が承認した様式を用いた上で、「Ⅱ- 契約」に基づく新たな契約の条件が適用されるものといたします。

35. 名義の変更

新規のお客さまが、当社との有効な電力小売供給契約を有する既存のお客さまの電気の使用について、すべての権利義務を受け継ぐことを希望される場合は、原則として、当社所定の方法によって届出をしていただきます。

36. 電力小売供給契約の終了

- (1) お客さまが当社との電力小売供給契約を終了することを希望される場合は、その終了期日を定めて、当社に契約終了日を通知していただきます。当社は、通常、お客さまから通知された終了期日に電気の供給を終了させるための必要な処置を行います。
- (2) 電力小売供給契約は、次の場合および本約款第39条（当社による解約）に規定する場合を除き、お客さまが当社に通知された期日に終了いたします。
- (i) 当社がお客さまの終了通知を終了期日の翌日以降に受けた場合は、お客さまから通知を受けた日に電力小売供給契約が終了するものといたします。
 - (ii) 当社の責めとならない事由（非常変災等の場合を除きます。）により電気の供給を終了させるための措置を講じることができない場合は、電力小売供給契約は電気の供給を終了させるための措置が可能となった日に終了するものといたします。
 - (iii) 当社の責めとならない事由（非常変災等の場合を

除きます。）により電気の供給を終了させるための措置を講じることができない場合は、電力小売供給契約は電気の供給を終了させるための措置が可能となった日に終了するものといたします。

37. 電力小売供給契約の終了による違約金

- (1) お客さまが当社とのサービスを終了するにあたり、当社が違約金を課すことはありません。お客さまが期限内に終了したことによって、当社が一般送配電事業者からの料金を負担した場合には、お客さまは、その費用の支払に責任を負うものとします。

38. 供給開始後の電力小売供給契約の終了または変更に伴う料金および工事費の精算

- (1) お客さまが契約電力、契約電流、契約容量を新たに設定された後に、電力小売供給契約を終了する場合またはお客さまが契約電力、契約電流、契約容量を変更する場合において、当社が託送供給約款に基づき一般送配電事業者から精算金の支払を求められる場合は、その精算金をお客さまに支払っていただきます。ただし、非常変災等の場合はこの限りではありません。
- (2) お客さまが電気の使用を開始された後に、契約電力、契約電流、契約容量の変更または電力小売供給契約を終了する場合において、当社が託送供給約款に基づき一般送配電事業者から契約費用の支払を求められる場合は、その精算金をお客さまに支払っていただきます。ただし、非常変災等の場合はこの限りではありません。

39. 当社による解約

次の場合、当社は電力小売供給契約を解約することがあります。ただし下記(2)に該当する場合を除き、少なくとも解約の15日前までにお客さまにその旨をお知らせいたします。

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合
- (i) 2,500円以上の未払い料金が11暦日以上残っている場合
 1. 11日目（またはその翌営業日）に2,500円以上の未払い料金がある場合、当社はお客さまの支払延滞による契約解除を一般送配電事業者へ通知いたします。また、当社は契約解除通知書をお客様に通知し、当該通知書の印刷日から15日以降に契約を解除することをお知らせします。契約解除の結果、一般送配電事業者の方針に従って電気供給停止となる場合があります。

2. 未払い料金全額の支払期日は契約解除日の4営業日前となります。この期間中、当社は電話でお客さまに連絡する場合があります。
 - (ii) 当社とお客さまとの間の他の契約（すでに満了しているものを含みます。）に基づく債務を履行しない場合
 - (iii) 本約款による電気料金の支払以外の支払債務（延滞利息、工事費負担金等）を履行しない場合
- (2) お客さまが第36条（電力小売供給契約の終了）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転し、当社の電力供給サービスを受けていないことが明らかとなった場合
- (3) お客さまが次のいずれかに該当し、一般送配電事業者が電力の供給を停止したまたは停止するおそれがある場合
 - (i) お客さまの責めとなる理由により、保安上の危険が生じた場合
 - (ii) 需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物について故意にかつ重大な毀損・亡失を生じた場合
 - (iii) 一般送配電事業者に無断で一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行なった場合
 - (iv) 電気工作物の改変によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用された場合
 - (v) 契約した負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用したにもかかわらず、契約変更に応じない場合
 - (vi) 電灯または小型機器向けの電気を契約することなく使用した場合
 - (vii) 第25条（立入りによる業務の実施）に従った需要場所への立入りによる業務の実施に際して、当社または一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合
 - (viii) 第26条（電気の使用に伴うお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合
- (4) お客さまが次のいずれかに該当した場合
 - (i) 仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てを受けた場合
 - (ii) 破産、民事再生、特別清算、会社更生等の手続き開始の申立てがあった場合
 - (iii) 支払の停止
 - (iv) 手形の不渡り処分および手形交換所との取引停止処分を受けた場合
 - (v) その他財務状態が悪化し、または財務状態が悪化

- するおそれが高まった場合
- (vi) 当社に通知した事項が事実と異なることが判明した場合
 - (vii) 本約款または託送供給約款、適用法令、条例、規則等に違反した場合

40. 電力小売供給契約終了後の債権債務関係

電力小売供給契約期間中に生じた料金その他の債権債務は、電力小売供給契約の終了によっては消滅いたしません。

VII 工事および工事費の負担金

41. 供給地点および施設

電気がお客さまに供給される地点である、電気の供給地点は、託送供給約款における供給地点といたします。

42. 計量器の取付け

- (1) 料金の算定上必要な計量器は、通常、契約電力等に応じて一般送配電事業者が選定し、かつ一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。

計量器の取り付けに際し、一般送配電事業者から短時間の停電をお願いする場合がありますをご了承いただけます。ただし、次の場合には、計量器はお客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けさせていただきます。

 - (i) お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合
 - (ii) 変成器の2次配線等で、多額の費用を追加で要する場合
- (2) お客さまの希望によって計量器、その付属装置もしくは区分装置の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、お客さまにその費用を支払っていただきます。

43. 電流制限器の取付け

需要場所の電流制限器は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。電流制限器の取付位置は通常屋内とし、その取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。

お客さまの希望によって電流制限器の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、お客さまにその費用を支払っていただきます。

44. 供給設備の工事費負担金

お客さまが供給される電気の使用を開始し、または契約電力を増加される場合で、これに伴い新たに配電設備もしくは特別供給設備を施設する、または供給設備を変更する場合において、当社が託送供給約款に基づいて一般送配電事業者より工事費の支払を求められるときには、お客さまにその費用を支払っていただきます。

45. 供給開始に至らないで電力小売供給契約を終了または変更される場合の費用

供給設備の全部または一部を施設した後、お客さまの都合によって電力小売供給契約が終了または変更される場合は、一般送配電事業者が当社に請求する費用をお客さまに支払っていただきます。

VIII 保安

46. 終了に対するお客さまの協力

お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、その旨を当社および一般送配電事業者登録調査機関に通知していただきます。

47. 保安に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからその旨を当社および一般送配電事業者へ通知していただきます。この場合には、当社および一般送配電事業者は、直ちに必要な措置を講じます。
 - (i) お客さまが、引込線、計量器その他需要場所内の当社または一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - (ii) お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社または一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕を行う場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。
また、物件の設置、変更または修繕を行った後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなっ

た場合には、その内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上必要があるときには、当社は、お客さまにその設置、変更または修繕の変更をお願いすることがあります。

IX その他

48. 消費税法改正の場合の取扱い

消費税法または地方税法が改正された場合、当社は、当該改正後の消費税法又は地方税法に従って算定した電気料金を申し受けます。この場合、消費税額およびその消費税率も改正後の消費税法によるものとします。

49. データ保護

- (1) 当社のプライバシー・ポリシーに定めるお客さまの個人情報に関しては、当社から第三者にこれを提供できるよう同意していただきますので、あらかじめご了承ください。データの提供にあたっては、日本の個人情報の保護に関する法律および適用される指針に準拠した方法によるものとします。
- (2) お客さまは、ご自身の個人データを第三者に開示しないよう、当社に通知することができます。お客さまからこのような要請があった場合、そのお客さまに対する電気の供給は第36条に従って終了となります。
- (3) 当社が第三者に提供するお客さまの情報および当該提供の理由ならびにお客さまの個人情報を保護する方法の詳細については、こちらのサイト http://ambitenergy.co.jp/docs/ProtectionPolicy_Japanese.pdf から当社のプライバシー・ポリシーをご確認ください。

50. 反社会的勢力の排除

お客さまは、自ら（お客さまが法人の場合は、その代表者、役員または実質的に経営を支配する者）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを約束します。

また、以下の各項目についても約束し、お客さまが以下の約束に違反した場合、当社は、事前に通知をすることなく、そのお客さまとの電力小売供給契約を解除することができます。なお、当社は、この解除による損害についてお客さまに賠償責任を負わないものとします。

- (1) 自らが、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しておらず、またそのような関係を有してはならないこと
- (2) 自らまたは第三者を利用して、当社または当社の役員および従業員に対し暴力的行為、詐欺、脅迫的言辞を用いず、当社の評判または信用を毀損せず、当社の業務を妨害してはならないこと

51. 裁判管轄

お客さまとの本約款等に関する一切の紛争については、大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

52. 本約款の実施期日

本約款は、2019年6月4日から実施いたします。